

第七回 参議院郵政委員會會議錄第二一號

昭和二十五年二月十七日(金曜日)

委員の異動

二月十三日委員中村正雄君及び稻垣平太郎君辭任につき、その補欠として森田豊壽君、赤松常子君、千葉信君及び小川友三君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○簡易生命保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時五十六分開會

○委員長(水久保善作君) これより委員會を開きます。先ず簡易生命保險法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案について、小澤郵政大臣より、一括をいたしまして、その提案理由の説明を聞くことにいたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 御異議なしと認めます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 只今議題と相成りました簡易生命保險法の一部を改正する法律案並びに郵便年金法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

先ず、簡易生命保險法につきましては、加入者の保險の利益の万全を期するため、次の諸点について改正をいたそうとするものであります。

第一に、被保險者が不慮の事故等によつて死亡した場合におきましては、

保險金の倍額を支拂うことになつておりますが、この倍額支拂條項は、現行法によれば、昭和二十四年六月一日以降に効力の発生した契約に限り適用するものとしておりますが、昭和二十一年十月一日以降に締結せられた契約についても、これが特典を認めることにいたしましたのであります。

第二に、従来、保險契約の効力発生後二年、復活の効力発生後一年を経過する前に被保險者が死亡したものに就いては、災害又は伝染病予防法第一條第一項の伝染病によるものに限られ、保險金の全額を支拂つておるのであります。

第三に、保險契約の乗換制度は、インフレの高進に即応して、加入者と政府と双方の利益のために設けられたものでありまして、その対象となる契約は、いわゆる小口の保險契約でありまして、これらの契約に対する整理は著しく進捗いたしましたとともに、最近のごとく經濟界の安定を見るに至つた今日におきましては、この制度を存置する必要もなくなりましたので、ここに、この制度に関する規定を削ることにしたのであります。ただ、今日尙、多少整理されていないものもあり

まするので、改正法の附則において、昭和二十一年九月三十日までに締結せられた契約については、今後これを認めることにしたのであります。

次に、各種審議會の整理を行うこととなりましてに伴ひまして、簡易生命保險郵便年金事業審議會を郵政審議會に統合することとしたのであります。

最後に、郵便年金法につきましては、最近における經濟事情の推移に鑑みまして、年金の最低制限額六千円を三千円にしたのであります。

以上、何とぞ十分御審議の上速かに議決せられんことを切望いたします。

○委員長(水久保善作君) これから質疑に移りたいと思ひますが、この際委員外の小林、新谷の両君が発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 異議なしと認めます。それでは御質問を願ひます。

○委員外議員(小林勝馬君) 郵便年金法の一部を改正する法律案並びに簡易生命保險法の一部を改正する法律案の両方に跨つておりますが、簡易生命保險、年金事業審議會を廃止して、郵政審議會に合併されるように相成つておりますが、これを吸収した後に郵政審議會は一体どういう機構で、どういう運営をして行かれる御意向であるか、御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題は、過般も別の委員會で御説明申し上げ

ましたが、政府におきましては、今般行政簡素化の一環といたしまして、各種委員會、勿論設置法に基くもの、その他法令に基くもの、或いは閣議決定に基くもの等の整理を行うことに方針を決定したのであります。これら審議會は合計大体三百ありましたけれども、今回整理をしまして、その半分の百五十に整理いたしました。その一環といたしまして、郵政省におきましては、只今お話の委員會を併合いたしました。一本として今後審議をいたすことになつておりますが、この郵政審議會は御承知の通り、政令でこの審議の方法につきましては決定してあります。ただその審議の事項が一部殖えただけでありまして、運営方針といったしましては従来と大体変えな一方針であります。

○委員外議員(小林勝馬君) 次に、今提案理由の御説明の中に、災害死亡に對して保險金倍額支拂條項の問題があらますが、この改正された條項におきまして、旧契約に遡及されることは、外の災害死亡以外の者に不公平が起る点があるんじゃないか、そういう点は如何ように考へておるか、尙又廢疾に對して保險料を免除するだけではなく、保險金額相当額を廢疾の際にも支拂うことが、災害死亡倍額支拂の均衡上からも妥當と考へますが、將來どういうふうな改正する御意思があるのかどうか承りたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この災害

新たに一項を加えたから、一つの倍額を支拂う場合を殖やしたから、他の人が不満じゃないかという御意見であります。他の方を別に減らすわけじゃないのであります。他の既得權的な二倍のものは、そのまま據置ぐわけでありまして、只今提案理由の中で御説明申し上げました通り、この日本腦炎はいわゆる伝染病として同列に置くべきだという厚生省あたりの意見も参照いたしました。以上決定したような次第であります。その他の点につきましては簡易保險局長から……

○政府委員(金丸徳重君) それじや私から補足してお答え申し上げますが、倍額支拂は全契約者の受けられる利益であります。たまたま災害があつた者が、現実の利益は受けるわけでありまして、その前にも受けた場合には保險金の倍額を支拂うという利益を、何と申しますか、期待し得られる條項であります。従ひまして皆外の人々の利益を侵害するということはないわけでありまして、それから廢疾の場合に保險金までその際支拂つたらよいじゃないかという御意見であります。不幸にして廢疾のような状態になりました人達のために、できるだけ保險金なり或いは保險料の免除なりをいたすというところにつきましては、誠に御趣旨の通り私共考へていっているものであります。

將來經營状況等を睨み合せて、只今の御趣旨の点につきましては考へて行きたいと思ひます。

○委員外議員(小林勝馬君) ちよつと今の御説明で納得しかねるのであります

すが、ここで私はいろいろ積立金運用がこちらに來べきだということを私は主張したのであります。主張しました結果、大分今までの誤解が解けたようでありまして、まあ俗な言葉で言えは、もう一押しというふうな見通しを付けておりますが、これは相手のある仕事ですから、必ずしも樂觀はできませんが、我々は尙今後この線で行つて、一日も速かに決議の趣旨に従うように実施をいたしたいと思ひます。

○委員外議員(小林勝馬君) 今大臣のお話のように、今一息ということをは非御促進を願いたいと思ひます。以上で私の質問を終ります。

○山田佐一君 この際ちよつとお尋ねいたしますが、簡易保険事業の歳入状況はどんな工夫になつておりますか。二十四年度の予算においては保険勘定の歳入が二百七十億圓、年金勘定の歳入が九億七千万圓になつておりますが、最近の経済不況によつて失効解約も漸次増加し、民間保険会社では二十四年度決算には赤字を出す会社が相当多いと見込まれておりますが、簡易保険事業ではどんなお見込みでありますか、その辺を承つて見たいと思ひます。

第二には、二十五年度の簡易保険及び郵便年金、預金部預入金に対する利子は四分五厘となつておりますが、これは昨年十一月予算編成当時において、その当時の預金部資金運用が専ら国債及び地方債に限定されておつたところから四分五厘ということに決定されたのであつて、最近においては預金部資金を金融債券引受、市中銀行に対して預金三億圓以上上る低利公

債の償還等が認められる等、運用條件が好転して参り、二十五年度末には預金部会計は黒字になるのではないかと予想されるのであります。従つて簡易保険並びに郵便年金の預入金に対する繰入利子は、二十五年度の預金部会計は黒字が出たときには遡つて繰入利率を引上げるといふお見込みがあるかどうか。これを今日から当局と協定を今から郵政、大蔵両省の間に締結して置くことが妥当ではないかと思ひますが、当局では如何なるお考えでありますか。殊に郵便年金において一時拂掛金が年五分の予定利率で計算されておるに拘わらず、一律に四分五厘の繰入では不合理ではないでしょうかと思ひます。

第三に、簡易保険運用金の郵政省復元の問題であります。これは只今小林君から詳細に聞かれまして、御答弁を承りまして、やや了承をいたした次第であります。大体私は思ひます。郵政省の独立採算をとるといふ上から行きまして、今の制度において相当考慮すべき問題があるのではないかと、このことを痛感するものであります。その第一といたしまして、郵便貯蓄をいたしておりますが、この預金総額は一千億を超過しておるようになり、而して人件費として、大蔵省からの何が預金部総額に対する五分の補給を受けておるといふように承つておりますが、そういういたしますと、預金部の利率というものが補給金の五分、それから預金部に拂戻す利率の三分五厘と言いますと、この金は、郵政貯金の金といふものは八分五厘の利率に付くのであります。而してまだこれで欠損であります。本年度

千五百億の予定に行つて漸くバーに符くので、現在の預金の取扱上は欠損を来しておるといふことをこの頃観察して私承つて来たのであります。かくのごときことは大いに御当局として考えて見て頂かなければならぬ問題である。普通市中銀行は、とにかく利率の關係は預金に対する三分五厘の利率があれば、従業員に対しては他の企業にない程の高率の支給をしておつて尙余裕綽々としておる。官業なるが故に五分の補給を貰つても尙赤字を出すといふことは、この制度の上に大いに考慮すべき問題があるのではないかと思ひますが、預金者の便利という点においては、非常に預金の拂戻に對し、ましては、全国どこでも取れる非常な便利な扱ひはしております。サービスを非常にしておる。銀行へ行かずに小額の預金者は郵便局へ来る。非常にサービスのいいといふことは私感謝しております。その一方で、余りにも預金に対するコストが高付くのではないか、これらに對しまして相當に御当局において考慮して頂く必要があるのではないかと思ひます。又独立採算制をとる上においては、各部署々々に相當の権限を與えなければならぬのではないかと思ひます。或いは大阪郵政局なり、名古屋郵政局なりという、この監督をする人に相當の権限は與えて、やはり余り中央集權でなしに、相當の権限は與えて、その辺の機構の改革によつてコスト切下げがでないか、かようなふうな考へるのであります。御当局のお考えを承つて見たいと思ひます。

○國務大臣(小澤信重君) 山田さんの御質問は主として預金部会計の運用問題と思つておりますが、御承知のように、預金部会計は昭和二十四年度においては、約三十七億一億會計から繰入れてあります。二十五年度においては三億二千万圓と存じてあります。減じました。ただ私は只今の保險金の積立金の運用と預金部の資金の運用というものを別個に考へるべきではないかと、こう思つてゐるのであります。可故かと申しますと、今現在では保險積立金と預金、それから年金と、それから厚生保險が何かを一緒にして預金部の經營をしてあります。これは少なうとも積立金運用の問題は別個に切離して運用すべきだといふことは強い信念を持っております。そういう意味で、保險金の積立金の運用は当然郵政省へ還元すべきだといふ主張も出て來るのであります。何故かと申しますと、積立金の運用によつて、その利息の收入によつて、最小限度のいわゆる保險事務費といふものを賄つて行く、賄つて行くについては、この積立金の運用はできるだけ高率な利廻りをするように運用して行かなければならぬのであります。ところが今現在赤字になつてゐる大きな原因は、約六百億ぐらゐの國債を持つてあります。この國債の一部は三分五厘、一部は四分五厘という低利のものを背負つておりますから、どうしても赤字が出るという結果になつております。勿論二十三年度、二十一年度頃の赤字は根本的に貨幣価値が變りましたこと、同時に職員俸給がぐつと値上りましたことによつてバランスが取れなくなつたの

であります。先ず來年度あたりにおいて、預金部におきましてはあと二、三百億も貯金が増えれば、これは原則として赤字なしにやつて行けるのだと思つてあります。又保險の方に置きまして、現在の今年度二十億の契約を達成いたしましたから、明年は十五億といふものが実施されますれば大体黒字になると思つてあります。ただ現在でも、積立金の運用が假に郵政省によつて來ますといふと、これは約八億大蔵省の計算で殖える。こちらの計算で八億何千万圓といふものが本年の會計が黒字になる。黒字になるといふのは不足がなくなるのであります。それが向うがやつてありますから四分四厘か、その辺の割合で郵政省へ繰入れて來てありますから、結局赤字といふことになるのであります。けれども、今のように十五億の明年度の目標を達し、更に積立金の適用によつて四分四厘の利廻りに対するものが八分五厘なり、或いは九分なりといふことになりまして、假に黒字になりますばかりでなく、黒字になつて余りがある。余りといふものは当然納入者に返すべきだ。利益の配當をすべきだと考へてあります。従つてこの問題は現在の預金部の資金運用の關係とは切離して、郵政省が單獨で扱つて、そうしてできるだけ利殖をいたしまして、その余つた場合には加入者の金でありますから、加入者の方へ還元してやる。これが本當の簡易保險制度の真の目的であると思ひます。従つて今の積立金の運用が私の方へ來ますれば、少くとも二十六年度からは、この償還金に充てるものが相當の金額を見込むことができると思ひます。

す。こういう性質でありますから、預金部の会計はそうでありまうが、ただこの預金部のいわゆる為替貯金の資金の問題であります。御承知のように、この現在の制度におきましては、政府の資金の運用を直接に自由にするのは預金部資金だけでありまう。従つて政府は例へば舊にも預金部から百億出しました。又今度の中小企業に対する融資のためにも百五十億出しました。こういうふうに出して行くのは国家の大きな政策のためにも出して行くのであります。そうすると、利率はかり考えておられまう。高い利率で出せば経済状態に混乱を来すとか、或いは却つて中小企業者が困るとか、問題がありますから、自然安利率で出す。安利率で出しますから運用の面において最後は赤字になる。でありますから昭和二十四年度三十七億、昭和二十五年年度も三億二千億ということになっておりますから、これは今申上げました通り、運用が悪いから、ただ利益本位に行くんでしたら、これは殆んど赤字を出すに行きます。併し私は大きな資金の計画、或いは資金の運用という面から見ましたならば、今申上げた、例へば昨年暮の百億、今年度の百五十億というものを低金利で出しても、その損失というものはやはり一般会計で負担することは当り前だ。この見地では、赤字になつてもこれは政府の政策のために赤字になるのであつて、預金部そのものの赤字ではないから、これは当然そういう政策によつて十分な金利を得ることができなかつた場合においては、普通一般会計から繰入れて貰うのがむしろ当然である。これは考え方によつて

はいろいろありますが、單に貯金といふことばかり考えますと、そうではないとして、むしろ金利は上げてある方が、或いは貯金者のためには利益かも知れませんが、併し金利というものが経済或いは資金関係に及ぼす影響は非常に重大でありますから、貯金金利がいかに高くて、非常に高い金利で預金者に拂うといふこともできませんので、結局においてはやはり国家の大きい財政方針、或いは経済方針に策定して、その金利が決まる。金利が決まれば、又資金というものは一方国策によつて運用される。そういう不足した場合は一般会計から出すといふことはむしろ当然なんです。現在のようないは預金部資金の運用の仕方を認める以上は、もう預金部会計……、貯金部会計の赤字といふことがあるのは当然であるし、又これをなくすることにやつて却つて国家の金融政策に支障を来すのではないか、一応こういうふうにかえておられます。従つて保険の積立金の運用と預金の運用とは全然別個に考慮すべきものだと思つておられます。

○山田佐一君 只今の大臣の御説明で大体は了承いたしました。私の質問の観点が大臣と幾らか違つたと思つたのですが、保険金の保険積立金の運用においておやりになるということは、これはもう私も至極賛成で異議はないのであります。ただ貯金の金が一千億ある。従つてこの寄つた金を全部預金部へ入れてしまふ、而して預金部からこの郵政に対する拂戻しの金は、私は預金総額に対する五割といふものが取扱人件費として出されておるといふように聞いております。その辺から、根本が違つておりますと私の立

論が違つてから、一言大臣から承つて置きたいと思つた。預金者に対する支拂いといふものは当然だが、人件費の支拂いといふものはどれくらいであるか。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 大体二十五年度は、計算しますと六分何厘に當ると思ふのであります。積立金額の今山田さんの言うようにやつたその自由な……利率は違ひますけれども、その形で今運営しておるのであります。じや向うでは六分何厘に運用するかと、只今も申上げたように、約六百億の国債の積立を背負つておりますが、これは六分三厘くらい利益しか得ていないのです。大蔵省としましては……この六百億のうち二百四十億が四分五厘であります。ですから却つて向うでも損している。大蔵省でも損している。でありますから、一般会計からどうして補給しなくちやならない。その補給といふものが二十四年度においては約三十七億だと憶えておりますが、又昭和二十五年年度で三億二千万円といふものを補充して行かなくちやならない。こういうことになりまして、従つて今のお話のように、大蔵省でも預金部の事務を扱つております。又郵政省ではまあ大部分扱つておりますが、これを何分與れるかといふことは、これは面倒な問題でありまして、こつちがどれだけの仕事の量によつて六分何厘で、そのうちの三分何厘を向うで取るということになりますか、いづれにいたしましたも、これは事務的に常に検討してその率を決めておりましたけれども、根本は先程も申上げました通り、この一千数百億の預金を、そのうちの半数であるところの六百億

は低利の国債のものを背負つてゐる。四分五厘のものを背負つてゐるというのが今のようになつた原因でありまして、それは国策に關つてゐるので、それは赤字とは言へ、赤字じやないのだ、こういうことになるわけでありまう。

○山田佐一君 ちよつと委員長、速記を止めて下さい。

○委員長(水久保善作君) ちよつと速記を止めて……。

(速記中止)

○委員長(水久保善作君) 速記を始め

○國務大臣(小澤佐重吉君) 只今山田さんの言われた経営を企業的にやる、高能的にやるというお話であります。先程この新聞紙にもありました電信電話を公企業体にするといふようなことは、今山田さんのお考えになつておるその長所を取入れること、即ち国の会計法で縛らずに独自の経営体としての可能な経営方法をとること、又職員、従事員に対する待遇も、現在の公務員法若しくはこれに基づく給與法できつと縛らないで、この法律に定めてあるところのもの以外に、如何なる名目をも以てしても手当や何か出してはいかぬという縛つた法律ではなく、今お話のような点を一般公務員と別個に扱うことがむしろ能率的であるといふのが、この公共企業体に電信電話をしようといふような考え方、大きな理由なんでありまう。この問題につきましても、先ずこの現業官庁は曾ては日本国有鉄道と、それから専売公社もそうであつたのであります。御承知の通りこれは企業体になりました。現業官庁として残つておるのは私の所管の郵政省と

電氣通信省だけなんです。従つて今關係方面ともいろいろ相談いたしました。この現業官庁だけは只今の三つ、即ち一般会計法の適用を受けないこと、それからいわゆる給與法の制限を受けないといふような線を何とか法律化することが適當じやないかといふことを今相談合つておりますが、可なりむづかしい問題があります。けれども、何とがこれを切り抜けてお話のようになつて、一步前進したいと思つております。

○山田佐一君 誠に満足せる答弁を頂きまして有難く感謝いたします。どうか独立採算制の建前上、従業員諸君を激励する意味から申しまして、さういふ線の実現せられんことを希望いたします。私の質問を打切りたいと思ひます。

○小川友三君 大臣が見えておりますので、少しお伺ひ申上げたいと存じます。今山田先生から質問がありまして、概括的に分りましたのですが、この郵政省において簡易生命保険の募集に當りまして、第一線の国家公務員諸君が非常な努力をしておられるのであるといふことは、大臣も苦勞して育つたお方ですから、よく分ると思ひますが、募集に對しまして責任額を決め、責任額を果した者に対しては幾らかこれに特賞、いわゆる賞與を出しておられると思ひますが、その額を大体お示し賜りたいと思ひます。

○政府委員(金丸徳重君) 募集員が非常に苦勞をされておるので賞與を出すべきであるが、その額を示せといふお話でございます。これは一定の率といはしましては、第一回月額保険料の六割を普通局の局員に出しておるのであ

りまして、それから特定局の局員には十一割を出しておるのであります。これは契約一件当りの率であります。更に非常に苦勞をして沢山の募集をして呉れた募集員に対しては、その状況によりまして予算の範囲内で、或いは私共はこれを報償物資と申しておるのであります。物でその勞をねぎらひまして、又若干の功勞手当というふうなものを出しましてねざらつております。この率は一律には決めてございせん。

○小川友三君 それから郵政省というふうなのは、大体文化国家の一番尖端機關であります。これは八千三百萬近い同胞のサービス機關であると私は堅く信じております。大臣が一般会計から赤字に対しては支出するのはこれは至当であるという見解に對しましては、本議員は絶対に支持するものであります。少額、零細な金を集めるという働きをしてゐる。この奔走に對しましては満腔の敬意を表すものであります。一般大銀行と違つて預金額は極めて少い。國民の九〇%の議金の金を集めつつあるというこのサービスの確保に對しましては、誠に感謝に堪えない次第であります。この赤字を郵政大臣が先程おつしやいました通り、あと二百乃至三百億の預金が増加したならば、この赤字は当然なくなる。預金が増えなくとも國債の利廻りにおいて三分五厘とか、四分五厘とか、そういう利子の國債に切換えられたならば赤字はなくなるのだという御見解は誠に至当であります。今回のガリオア資金によりましてこれは当然切換えられるという見通しが付いておると私は信じておりますが、郵政大臣もさうにお

思いになりますかどうか。その点一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 二十五年度予算で、國債の償還に約一千二百億を見込んでおりますが、そのうちにこの貯金事業に國債を当てるかどうかというところは、まだ政府で決定いたしておりません。いづれこの予算が通過後におきまして、そのときの経済状態、或いは金融状態、資金関係と見合せて、できるだけこの國債の償還に當るようなことを考慮したいと思つております。が、今幾ら／＼をどうするといふ程度にはつきり申上げることができないことを遺憾といたします。

○小川友三君 大臣御承知と思ひますが、今の簡易生命保険といふのは、日本における生命保険事業の一番公平安当なるものであります。一般の私立の生命保険会社は悪質なところの銀行員を利用するものが相当あり、非常な狡猾な勧誘をして、一回拂ひこれを没收してしまふような悪質な勧誘をしておりまして、被勧誘者であるところの國民が非常に迷惑をしてゐるのであります。が、大臣の所管せられる簡易生命保険の契約は極めて公平安当なものであります。これは、國民のひとしくこれは認めることであると思ひます。この簡易生命保険の契約の拡大強化のために、特に大臣におかれましては、各局長並びに第一線の國家公務員職員諸君を勧誘せられまして、この簡易生命保険の契約増大のために一段と能率を挙げますように御盡力を切に賜わりたい、かように思つてゐるのであります。簡易生命保険は、契約の解約というものはパーセントにおいて、私立生命保険会社よりも遙かに少いパーセント

を持つておりまして、この契約の増加というところは、國民の幸福を図る点において極めて重大でございますので、特に所管大臣におかれましては、この点につきまして、本法案を決めるに當り、又この法律の一切を含めまして、特に大臣は御多忙中恐縮ですが、この契約を増大するといふことは、なかなか困難が伴ひましようが、非常に公正な保険であります。國民のひとしく待望して止まないところでありまして、この方法が極めてよろしいのであります。特に大臣がこの契約を増大するために、この方面に對するまじめな國家公務員諸君を更に何千名か、何百名ですか、御増大賜ひまして、國民の利益を擁護して貰ひたい、かように本議員は希望するものであります。が、本契約の第一線の國家公務員さんをお人か、この昭和二十五年内においてお殖やしになる御予定がありますかどうか、殖やさなくとも、どのくらいか待遇方法を、その預金の増大によつて改善し得る余地がございますかどうかというところにつきまして、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) 先程も申し上げました通り、簡易生命保険は一つの社会保障制度であると考えてゐるのでありまして、即ち中産階級以下の國民諸君が極く簡易に、而も安全に、極く低額の保険料によつて不慮の事故を救済する途でありますから、これはできるだけ料金が多く、而も保険金は多くなるような考え方で行かなければならぬと思つてゐます。従つてこの保険制度が一般國民に大々的に利用されることを念願することは小川さんと全く同感であります。今それについての

職員の問題であります。が、本年度においても二十億を予定通り突破いたしまして、又來年度は十五億という予定を立てております。が、これら事業のために専心せられる職員諸君に對しても、適宜法律の許す限りにおいて優遇の方法、奨励の方法を講じております。即ち相當の優秀な成績を挙げた者は大臣賞といふものを出しまして、金一封を包んで、そして……これはまあ地方郵政局で二人くらの割合になつております。これを從來地方へただ辭令と金だけを送つてやつておつたのであります。が、來年度あたりからは、こうした優秀の成績の者は東京に呼びまして表彰し、又帰郷には芝居でも一つ見せてやるというふうな方法で熱心に働いて貰おうと考えております。併し先程も申し上げました通り、公務員は給與法によつて給料その他の手当の限度は限られておりますので、その範囲内で優遇の途を講じたいと考えております。

○小川友三君 大臣の御答弁は誠に満足するものであります。が、そこで大臣のお考えをちよつとお伺ひします。ですが、保険契約額といふものが相当最近上つて來ましてよろしいのですが、もう少し契約額をもうちよつと増して頂きたいと思ひます。ですが、大臣はそういう点は深くお考えになつていらつしやいますと思ひますが、もう少し幾らか額を上げるという方法を本年度おとりになりますかどうか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重吉君) この問題については、昨年度は最高五万円という御決定を願つたのであります。ところがこの最初五万円にする當時、大蔵

方省のほうでは、いわゆる民間保險事業保護といふ意味から非常な反對があつたのであります。そこで事務當局で交渉したのは、確か四万円程度にしか大蔵省の方では承知しなかつたので、四万円というのには、生命保險に四というの都合が悪いので、五万円ということに開議で私が主張して五万円になつたのであります。今年あたり特にこの金額を上げるという考えは持つておりません。併しながらこれは大体に五万円といたしてございまして、これ以上の問題については／＼と考える方もあります。が、國民諸君が不自由はしておらんと考えております。従つて今差當りこれを五万円を八万円にするとか、十万円にするという考えは現在のところ持つておりません。

○小川友三君 大体の御熱心な答弁と政府委員の答弁で非常に満足でありまして、両法案につきまして審議を打ち切らして、討論に入ることの動議を提出いたします。

○山田佐一君 賛成。

○委員(水久保重作君) 別に御意見もないようでございますが、これは終結したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(水久保重作君) 異議ないと認めます。それでは質疑は終了いたしました。これより両法案の討論に移ります。

○小川友三君 政府の提出してあるところの二法案に對しまして、所管大臣である小澤大臣を信頼しまして、本案に對しましては賛成をするものであります。

○山田佐一君 原案に賛成いたしました。同じ趣旨でありますから、弁明は省略いたします。

○奥主一郎君 原案賛成。

○委員長(水久保善作君) それではこれより採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 御異議ないものと認めて採決に入ります。採決は一件ごとにこれを決定したいと思ひます。先ず第一に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題に供します。原案通りで御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 御異議なしと認めます。よつて本法案は全会一致、原案通り可決決定いたしました。次に、郵便年金法の一部を改正する法律案を議題に供します。これに對しまして原案通りで御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 御異議なしと認めます。よつて本法案も全会一致を以て原案通り可決決定いたしました。

尚、本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において同案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水久保善作君) 御異議なしと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を付することになつておりますから、同案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

〔多数意見者署名〕

奥主一郎 小川 友三
山田 佐一 千葉 信

○委員長(水久保善作君) 御署名漏れはございませんか……。御署名漏れはないと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会
出席者は左の通り。

委員長 水久保善作君
委員 山田 佐一君
奥主一郎君
千葉 信君
小川 友三君

委員外議員

新谷寅三郎君
小林 勝馬君

國務大臣

郵政大臣 小澤佐重喜君

政府委員

郵政事務次官 坪川 信三君
郵政事務官 白根 玉喜君
郵政事務官 金丸 徳重君
(簡易保険局長)

(大臣官房人事部長)

二月三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、栃木県落合村に特定郵便局新設の請願(第四六五号)

一、福島県小野新町駅前簡易郵便局

新設の請願(第四八〇号)

第四六五号
昭和二十五年一月二十四日受理
栃木県落合村に特定郵便局新設の請願

請願者 栃木県上都賀郡落合村
長 福田民一郎外一名
紹介議員 大島 定吉君 植竹 春彦君

栃木県上都賀郡落合村長畑地内は、長畑、明神、板橋、上小代の約六百戸と開拓部落四十戸を擁し、小中学校、農業協同組合事務所その他製材、精米工場等を有し、さらに大麻の産地として有名であるが、文狭郵便局は遠く離れており従来金融、通信機關に恵まれなため村民は非常な不便をかこつてゐる実情であるから、本部落の中心である長畑地内に特定郵便局を新設せられたいとの請願。

第四八〇号
昭和二十五年一月二十五日受理
福島県小野新町駅前簡易郵便局新設の請願

請願者 福島県田村郡小野新町
長 草野和吉外八名
紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県田村郡小野新町地域は、小野新町における工業地帯で、戸数約三百を有し、変電所、工場、保健区、通信区、気象観測所等多数の施設があるほか、近くに谷津作温泉を控えて旅館商店街があり、また教育施設としては女子文化専門学院等を有し、一方隣村夏井村塩場その他の農林産業地帯に接近し、地理的集團地帯の中心地区である。しかるに現

小野新町郵便局とは約二キロもはなれてゐるばかりでなく、同局所在地は官公庁、商店街の中心部であるため、駅前地域居住民の通信關係は極めて不便な実情にあるから、小野新町駅前簡易郵便局を新設せられたいとの請願。

二月十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、神奈川県秦野町に特定郵便局設置の請願(第六八〇号)

第六八〇号
昭和二十五年二月二日受理
神奈川県秦野町に特定郵便局設置の請願

請願者 神奈川県中郡秦野町長
中村新治外一名
紹介議員 松島 喜作君

神奈川県中郡秦野町は、秦野地方盆地の中心地に位し、警察、銀行代理店、専売支局、診療所、組合病院、学校等各種官公庁が集中し、同地方における商業、政治経済等の中心地である。しかるに明治三十六年に設置された当町郵便局が今般南秦野町へ移され、当町には分室が設けられる由であるが、これは現在同局利用者の六十パーセントを占めてゐる当町住民の利便を無視し、その文化生活を悲慘に陥れるものであるから、南秦野町に局舎を新築せられるのを機会として当町に特定郵便局を設置せられたいとの請願。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、郵便年金法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
目次中 第四章 簡易生命保険郵便
第五章 被保険者の保健施設
第六節 積立金の運用
第六十八條 被保険者の保健施設(第六十九條)を「第七十條」に改める。
「第四章 被保険者の保健施設(第六十九條)の運用(第六十九條)」を「第七十條」に改める。
第六節第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議會」を「郵政審議會」に改める。
第三十二條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。
第三十九條中「保險契約の解除」の下に「(第二十一條第一項の規定による解除を除く)」を加える。
第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。
第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。
第四十五條を次のように改める。
第四十五條 削除
第四章を削り、第五章を第四章とし、第六十九條を第六十八條とする。

第六章を第五章とする。

第七十條第一項中「審議會」を「郵政審議會」に改め、同條を第六十九條とする。

附則第三項中「第三十一條から第三十三條まで」を「第三十二條、第三十三條」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第三十一條の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

2 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、改正前の第四十五條の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律

律

郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議會」を「郵政審議會」に改める。

第十四條第二項中「六千円」を「三千円」に改める。

第四十二條第一項中「簡易生命保険郵便年金事業審議會」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律

律

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項を次のように改め、同條第三項を削る。

差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由に因り、前項の有効期間内に為替金の拂渡又は拂もどしの請求をすることができなかつたときは、その事由に因り請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。第十五條に規定する場合において為替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数についても、同様とする。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

昭和二十五年三月九日印刷

昭和二十五年三月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所